長野市景観計画(改定案)

~みんなで創る長野市の景観~

平成 20(2008)年1月4日施行 平成 22(2010)年10月1日改定 平成 23(2011)年1月1日改定 平成 30(2018)年10月1日改定

長 野 市

第1章 長野市景観計画について		
1 景観計画の策定と改定の経過	•••••	1
2 景観計画の目的		1
3 長野市が守り育てていく景観		2
4 景観計画の区域	•••••	3
5 景観計画の位置付け		3
第2章 景観計画が描く未来像 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――		
1 景観を守り育む地域社会		4
2 良好な景観がもたらす恩恵		4
3 良好な景観形成に関する方針	•••••	5
方針1 豊かな緑を展開する	•••••	5
方針2 魅力ある水景観を創出する	•••••	5
方針3 美しい眺望景観に誘導する	••••••	6
方針4 歴史と文化を象徴する景観を継承する	•••••	7
方針5 にぎわいあふれる空間を演出する	•••••	7
方針6 過ごしやすい住環境を創造する		8
第3章 景観を守り育むための取り組み ————————————————————————————————————		
1 景観法を活用したまちづくりへの誘導		9
(1)景観地区・準景観地区		9
(2)景観計画推進地区		9
(3) 市全域における景観形成基準		9
(4) 大規模な建築行為等の制限		10
(5) 景観重要建造物、景観重要樹木の保全		10
(6)景観重要公共施設の整備		10
(7) 景観協定等の締結		10
(8)景観整備機構による支援		10
2 景観まちづくり施策		11
(1) 重要な場所における特色のある景観形成		12
ア 特色のある景観を特に推進する地区		12
善光寺周辺地区		13
松代地区	•••••	15
戸隠地区	•••••	17
鬼無里地区		19
中条御山里地区	•••••	21
信州新町久米路峡地区	•••••	22
イ 重要伝統的建造物群保存地区		23
ウ 歴史的風致維持向上計画における重点区域	•••••	23
(2)調和を基本とした市域全体の良好な景観の維持	•••••	23
ア ながの百景の活用	•••••	23
イ 屋外広告物の規制	•••••	24
ウ 景観に配慮した公共施設の整備等		24

(ア) 緑と水による景観形成	•••••	24
(イ) 親しみのある歩行者空間の整備		24
エ 民間施設に対する景観誘導		24
(3) 市民が主体になって行う景観形成		24
ア 景観形成市民団体の育成と支援		25
イ 景観形成の推進組織		25
(ア) 景観審議会		25
・デザイン専門部会		25
・その他専門部会		25
(イ) 景観協議会		26
ウ 顕彰制度		26
第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 一		
1 景観重要建造物の指定の方針		27
2 景観重要樹木の指定の方針		27
第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項		
1 道路		28
(1) 善光寺周辺地区		28
(2) 松代地区		29
2 都市公園、河川 等		29
第6章 行為の制限に関する事項		
1 長野市全域における制限		30
(1) 地域区分		30
(2) 景観形成基準		31
(3) 届出対象行為		34
(4) 届出の事前協議		34
2 景観計画推進地区における制限		35
(1) 大門町南景観計画推進地区		35
(2) 松代町景観計画推進地区		38
資 料		
● 景観計画図 善光寺周辺地区		41
● 景観計画図 松代地区		42
● 景観を守り育てるためのその他の取り組み		43
● ながの百景マップ		46
条例・規則		
● 長野市の景観を守り育てる条例・規則		48
● 景観法及び長野市の景観を守り育てる条例等に		
関する事務取扱要領		
● 長野市都市デザイン基金条例		
● 長野市景観顕彰制度実施要綱		

第1章 長野市景観計画について

1 景観計画の策定と改定の経過

本市は、昭和 63(1988)年に「長野市都市景観形成基本計画」を策定し、これを実現するため、平成4(1992)年に「長野市の景観を守り育てる条例」(以下「条例」という。)を制定しました。

そして、平成 11(1999)年の中核市移行に伴い「長野市屋外広告物条例」を制定し、平成 17(2005)年の改定により規制地域を拡大するなど、景観の育成に取り組んできました。また、 地区計画や街なみ環境整備事業などによって、特定の地区における良好な景観の形成を積極的 に推進してきました。

平成 16(2004)年に「景観法」(以下「法」という。)が制定されたことに伴い、中核市である本市は、景観行政団体として「景観計画」の策定をすることが可能となり、平成 19(2007)年に「長野市景観計画」を策定し、併せて条例の改定を行いました。

また、平成 22(2010)年1月1日の信州新町、中条村との合併に伴い、同年に景観計画区域の変更、平成 24(2012)年には特色ある景観形成を特に推進する地区の追加による改定を行い、計画の充実に取り組んできました。

今般、景観計画の策定から 10 年が経過すること、また、再生可能エネルギーの普及を始めと した社会環境が大きく変わってきたことを踏まえ、景観形成基準の見直しを図るとともに、本市 の魅力ある景観の更なる向上を目指し、景観計画の改定を行いました。

2 景観計画の目的

長野市景観計画は、「良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与する」という法第1条に掲げられている目的と、条例の目的である、「緑に映える美しい山並みを四方に配し雄大な清流をのぞむ優れた自然並びに歴史及び伝統のある固有の文化を礎とした、長野にふさわしい風格と魅力ある景観をつくり出し、もって現在及び将来の市民がその恵沢を享受できるまちづくり」を達成するために、定めているものです。

景観計画では、他都市にはない「長野市らしさ」として、自然・歴史文化・都市的な景観の調和や、各地域の特性を活かした良好な景観の形成により、本市の魅力の更なる創出を目指しています。また、市民には、快適で文化的な生活環境のもと、地域への愛着と誇りを持てる長野市を、訪れる人には、優れた景観に触れてもらい、来て良かったと感動してもらえるような長野市を、そして県内外の人たちには、暮らしてみたいと思ってもらえる長野市を目指し、市民・事業者・行政の協働により創っていくことを目的としています。

3 長野市が守り育てていく景観

(方針は、第2章 3「良好な景観形成に関する方針」に掲げる方針)

☆ 雄大で、緑あふれる自然環境

…… (方針1、2、3)

長野らしい景観として思い浮かべるものは、やはり周囲の山々と、どこにいても眺めることができる雄大な自然です。緑あふれる山々は、秋には燃えるような紅葉を、そして冬には凛とした白銀をまとうなど、四季折々にその姿を変え、いつもわたしたちの目や心を和ませてくれています。

また、千曲川や犀川、裾花川などの一級河川は、開放的な河川敷をわたしたちに提供してくれており、その支流の清らかな流れは、田畑を潤し、昔ながらの里山風景を今に残しています。

言い換えれば、豊かな大自然により形成された景観こそが、わたしたちが受け継いできた原風 景として、これからも守り、遺していかなければならない財産であります。

☆ 歴史的・文化的なまちなみ …… (方針4)

今から 1400 年もの昔に創建されたと伝えられる国宝善光寺とその門前町のまちなみ、真田 十万石の城下町として栄え、泉水路によって特徴付けられている松代、山岳信仰が息づいている 神社と伝統的な茅葺屋根の宿坊からなる戸隠などは、市民共有の財産であり、先人たちが築き守ってきた歴史的・文化的景観として、訪れる人に感動を与えてくれています。

また、古代の人々の営みを伝える古墳群や、大切に祭られている寺社と今も各地で営まれている伝統的かつ特色ある祭礼、街道沿いに形成された宿場町やかつて激しい合戦が行われた古戦場跡など、それぞれの地域には、今も息づく歴史的・文化的な景観が数多くあります。

☆ にぎわいあふれる都市空間 …… (方針5)

善光寺の表参道を中心に発展してきた県都でもある本市には、今は北信地方の中心として、商業・業務機能や文化施設、高速交通網などの多くの都市機能が集積しています。そして、長野駅を中心とした市街地と周辺の住宅地、それらを取り巻く豊かな自然景観が調和しており、独特な景観を生み出しています。

そのほかにも、善光寺や松代、戸隠をはじめいくつもの観光地があり、周辺の名勝地を訪れる拠点として、また長野冬季オリンピック・パラリンピックのレガシーを活かしながら多様なイベントを開催するコンベンションシティとして、にぎわいのある景観をみせている一面もあります。

☆ 美しく、快適に過ごせる住環境 …… (方針6)

市内には、稲田・徳間や神明広田、中氷鉋地区、三本柳地区や四季の杜など、コミュニティと しての公園や緑地が一体となった良好な住宅地のほか、道路や歩道、公園といった移動空間など におけるユニバーサルデザインに配慮されたまちが、数多くあります。

まちの活力は、人々が住み、共に支えあいながら、生産や消費、教育文化などの諸活動を行う ことによって生まれてきます。そこには、子どもからお年寄りまで、すべての世代が安全で快適 に活動できる、過ごしやすい居住空間としての景観が必要です。

4 景観計画の区域(法第8条第2項第1号)

本市には、飯縄山や戸隠山のほか、信更、鬼無里、大岡、松代、若穂などの中山間地域が周囲にあり、そこには、多様な動植物が生息・育成する豊かな自然や、それらと共存した人々が織り成す棚田をはじめとした農山村があります。また、善光寺界隈の門前町や戸隠の宿坊群、松代の城下町に代表される歴史的・文化的な空間や、県都としての都市的なにぎわいも併せ持っています。

これら全てが優れた景観資源であり、互いに関連しあって本市としての特色ある景観を形成しています。

そのため、本市の素晴らしい景観を保全・形成し、市民共有の財産として次世代に引き継いでいくためには、市全域における景観形成が必要であることから、長野市全域を景観計画区域とします。

5 景観計画の位置付け

長野市景観計画は、法第8条に規定する景観計画として定めるものです。

本計画は、長野市総合計画及び長野市都市計画マスタープランに即して定める景観に関する 行動計画であり、さまざまなまちづくり事業と連携し、景観行政として総合的な展開を図ってい くための指針として、その役割を担っています。

また、景観は長い時間をかけて継続的に形成されていくものであることから、長期的な景観形成を念頭に置きつつ、社会情勢の変化や関連事業の進捗状況に応じ、随時追加・修正をしていきます。

第2章 景観計画が描く未来像

1 景観を守り育む地域社会

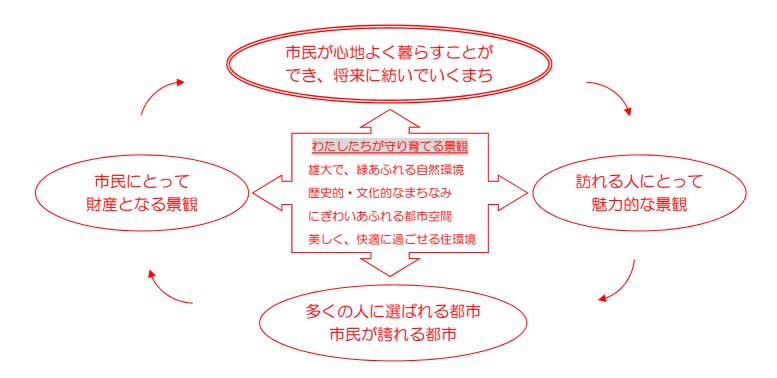
かけがえのない本市の景観は、常に良好に保全されてこそ、わたしたちに恩恵を与えてくれます。そして、緑あふれる豊かな自然環境や歴史的・文化的なまちなみは、いったん失ってしまえば、取り戻すには甚大な労力と時間がかかります。

これら市民共有の財産を守り育んでいくためには、わたしたち一人一人が主体となって取り 組んでいく必要があります。

そして、日々の営みがそのまま「長野にふさわしい風格と魅力ある景観」を形づくっていることを認識し、現在のみならず将来の市民がその恩恵を存分に享受できるようなまちづくりをしていく必要があります。

本計画では、先人たちが自然環境と適切な関係を結びながら育んできた景観を「長野市が守り育てていく景観」として示し、市民、事業者、行政が果たすべき役割と三者が協働・連携をすることにより、かけがえのない景観を守り育んで、後世に引き継いでいきます。

2 良好な景観がもたらす恩恵



わたしたちが守り育てていく景観は、わたしたち自身に心地よい暮らしをもたらしてくれると同時に、訪れる人にとっても魅力的な景観となるはずです。そしてそれは、新たな観光ニーズとして、あるいは移住先として多くの人に選ばれる都市につながっていくとともに、守り育てていくこと自体もわたしたちの誇りになり得ます。

そうした景観は、市民一人一人にとってかけがえのない財産であり、わたしたちはそれを将来 にわたって紡ぎ、子どもたちが心地よく暮らせる長野市をつくっていく責務を担っています。

3 良好な景観形成に関する方針(法第8条第3項)

本市の恵まれた環境、すなわち大切にすべき景観を守り育てていくためには、日ごろのたゆまぬ努力が必要です。そのために必要なわたしたちの行動指針として、6つの方針を定めます。

方針1 豊かな緑を展開する

本市を囲む山々や里地は、四季折々の景観を楽しませてくれるばかりでなく、多様な動物や植物が生息し、訪れる人々に憩いやリラクゼーションを提供してくれます。

このかけがえのない環境を保全するとともに、その一部では市民が自然に親しめる場所をつくることにより、自然を知り、守ることの大切さを感じられるようにします。

▶ 市街地

緑が不足しがちな市街地や平野部では、街路樹や公園の整備を進め、農地や社寺林などまとまりのある緑を大切にするとともに、公共施設や民有地の緑化を促進し、地域住民との連携による街路樹や公園の維持管理に努めます。

▶ 郊外地

市内随所に見られるソメイヨシノやしだれ桜を始めとした桜や、リンゴ、桃、アンズなどの果樹園を保全します。また、広がる田園がますます豊かな穂を実らせることができるよう、土地を守り担い手を育てていく必要があります。

▶ 山地

本市の面積の6割以上を占める森林には、ナラやクヌギなど様々な広葉樹のほか、スギやカラマツなどの針葉樹が生え揃っており、豊かな森林はまた、山菜やきのこなどの産物をわたしたちにもたらせてくれています。そうした恵まれた環境のほか、シラカバやハナショウブ、カタクリやツツジなどの自生地や、棚田やソバ畑などの耕作地の美しい景観なども、保っていく必要があります。

◎ 特に重要なエリア

妙高戸隠連山国立公園に指定されている飯綱高原・戸隠・鬼無里地区、中条・松代・若穂 などの中山間地域、市街地に点在するポケットパーク、リンゴやアンズなどの果樹園・棚 田・松代の長芋・戸隠のソバ・信州新町の梅・西山地区の大豆畑などの特色ある風景

方針2 魅力ある水景観を創出する

豊かな水量を蓄えている千曲川、犀川、裾花川などの一級河川のほかにも、市内にはさまざまな中小河川や用水路、大小の溜め池があり、多種多様な水辺環境を形成しています。これらと一体となった自然環境を保全し、開放的な水景観を身近に感じられるようにします。

▶ 市街地

中小河川が流れる市街地では、水質の保持に努めるとともに、親水型の河川を増やすな ど、水路を活かした潤いのある都市空間を形成していきます。

また、河川などの最低通水量を冬季も確保し、清らかな水が常に流れ、生態系に配慮した水辺環境を構築していくようにします。

> 郊外地

河川や池沼及び湧水の保全に努めながら良好な水辺環境を維持するとともに、水生動植物が生息し、子どもから大人までの市民皆が自然に親しむことができるよう、開放的な水辺環境として整備を進めていきます。

一級河川については、管理者である国や県の協力を得ながら、環境整備が図られるよう にしていきます。

▶ 山地

湖沼等の美しく豊かな自然環境やミズバショウなどが群生する湿地帯を守るとともに、 水源の保全に努めます。

また、水生動植物の生態を阻害することなく、人々が憩いと安らぎを得ることができる 水辺環境を整えていきます。

◎ 特に重要な水景観

大座法師池や鏡池、さらに周辺の湿地帯、戸隠森林植物園、奥裾花自然園、久米路峡などの峡谷、また、市街地を流れる善光寺平用水や南八幡川、松代特有の家々の庭を結ぶ泉水路、商業・住宅地にたたずむ辰巳池や三重公園、川中島古戦場、さらには雄大な犀川、千曲川、裾花川 など

方針3 美しい眺望景観に誘導する

市内のどこにいても常に山々を眺望できるよう建築物の高さや色などについて誘導を行い、 より美しい風景を眺望できるようにします。また、市街地を俯瞰できる眺望ポイントを整備する とともに、眺望景観である山並みを乱さないようにします。

さらに、市街地にあっては、夜間の照明をなるべく抑えたり上向き照明を抑制するなど、星が またたくきれいな夜空を仰ぎ見ることができるようにしていきます。

▶ 市街地

市街地を形成する建物や工作物について、高さや大きさ、色彩などへの制限を設けた景観形成基準により、良好な市街地景観を形成します。これにより、四方の山々を市街地にいても眺められる環境を守るとともに、周囲から市街地への良好な眺望の保全にも配慮します。

▶ 郊外地

高速自動車道や主要幹線、新幹線沿線への屋外広告物に係る展望規制を行って、眺望景観の保全に努めます。さらに、植栽による沿道の緑化などにより、豊かな田園風景や住宅地の閑静なたたずまいが保たれるよう誘導していきます。

また、周囲の高台へビューポイントを設定するなど、美しい眺望景観を皆が享受できる 環境を整え、景観に対する意識の醸成を図ります。

▶ 山地

緑に囲まれた農村や美しい山並みを大切にし、豊かな自然環境を最大限に活かせるような魅力的な山地景観を目指します。

建物や屋外広告物などは、山地景観への調和や背景となる自然環境を引き立たせてくれるような形態や高さ、色彩となるよう、誘導を行います。

◎ 特に重要な地点

戸隠バードラインやアルプス展望道路、大望峠、地蔵峠、北信五岳を望める丹霞郷、茶 臼山公園、地附山公園、謙信物見の岩、妻女山、太郎山などのビューポイントのほか、善 光寺や河川敷などの市街地や郊外各地からの景観

方針4 歴史と文化を象徴する景観を継承する

悠久の歴史を語ってくれる建物やまちなみなどの貴重な歴史的景観は、本市の大きな魅力の一つであると同時に、憩いの場としてわたしたちの日常を潤してくれます。こうした景観資源を、今後も大切に守りながら活用を図っていく必要があります。

また、時間をかけてつくられ守られてきた祭りや伝統行事は、地域固有の文化を伝えてくれる とともに、コミュニティ形成にも大きく寄与していることから、文化的景観として次の世代に引 き継ぎます。

▶ 市街地

各地区のさまざまな守るべき寺社・仏閣のほか、江戸、明治、大正時代の住居や商家、石 畳、用水、伝統行事などの景観資源が失われてしまわないよう、周囲の整備も含めて環境を 整えていく必要があります。

> 郊外地

市内各地には、地域に語り継がれている名所旧跡や伝統行事が数多くあり、これらを埋 もれさせることがないよう、コミュニティ活動などを通し次代につなげていくようにしま す。

また、これらを象徴するような景観を守るため、調和の取れたまちなみが形成されるよう、景観誘導を図っていきます。

▶ 山地

名の知れた寺社などのほかにも、ふとしたところにある小さな祠や道端にたたずむ道祖神なども、大切な景観です。これらが埋もれていってしまわないように、地域が中心となって守っていく必要があります。

また、伝統行事などが途絶えないように、担い手以外の継承方法も考えていくとともに、 活かすための情報発信などを行っていく必要があります。

◎ 特に重要な景観

国宝善光寺や宿坊、仲見世と大門町などの周辺地区、松代城跡を中心とした城下町一帯、川中島古戦場、川田宿、大室古墳群、飯縄山の頂に祭られた飯縄社、宝光社・中社・奥社・宿坊を中心とした戸隠地区の伝統的建造物群、芦ノ尻道祖神、山姥伝説が残る虫倉山などのほか、善光寺縁起に由来する如是姫祭りや、わら駒祭り、鬼無里などの屋台巡行、神社で行われている大祭や奉納花火、各地で行われているどんど焼き など

方針5 にぎわいあふれる空間を演出する

交通の要所と景勝地、あるいはイベント会場などを結ぶルートが、安心や快適、ユニバーサル デザインに配慮され、長野らしさを満喫できる回遊空間になるよう整備を進めます。

そして、建物の外壁面を揃え、看板類を整えるなど、眺望に優れた空間を形成していきます。

▶ 市街地

電線の地中化や歩道の拡張、道路の美装化など、安全で快適な歩行者空間を形成します。 また、街路樹や案内標識、ストリートファニチャーなどを整備するとともに、オープンカフェなど公共空間を積極的に活用して、楽しく歩ける道づくりを進めます。

▶ 郊外地

拠点を結ぶルートにあっては、街路樹や花壇の設置など人々の目を潤す演出を施していきます。また、沿道の周辺では、高さを制限したり落ち着いた色合いの建築物や屋外広告物を推奨し、周囲の山並みなどの景観も一緒に楽しめるようにしていきます。

> 川地

高原や山間地では、風致を維持しながら四季折々の自然を満喫できるよう沿道整備を行います。それぞれの拠点では、遊歩道やトレッキングコース等の整備や歴史的・文化的景観の活用による滞在型の観光拠点を目指し、多くの人に自然や歴史文化を満喫してもらえるよう努めます。

◎ 特に大事にしたい催事など

善光寺御開帳や各地で開催される夏の風物詩「びんずる」、花回廊、表参道文化芸術祭、 飯綱火祭り、えびす講大煙火大会、長野灯明まつり、ろうかく湖とうろう流し、松代藩真田 十万石まつり、野外彫刻 など

方針6 過ごしやすい住環境を創造する

景観協定や建築協定、地区計画などによる地区独自のルールづくりを推進し、住宅地における 良好な景観形成を誘導します。また、自然に囲まれた恵まれた地形を活かし、緑と潤いにあふれ、 環境にやさしい、災害や防犯には強い、住んでよかった、これからも住み続けたい長野市を目指 します。

▶ 市街地

住む人にやさしいまちづくりを進めるため、安心して子育てをすることができ、快適で 利便性が高く、歩きたくなるような住環境を確保します。

また、植栽帯を設けるなど、より質の高い住環境の形成を目指します。

▶ 郊外地

静かで落ち着いた住環境として、人と車が共存でき、過ごしやすいまちづくりを行います。また、地域色が豊かで、コミュニティ活動が盛んな地域社会を形成していきます。

新しく宅地をつくるときは、駐車場と植栽空間が確保できる敷地とすることで、緑の多い居住環境を形成します。

▶ 山地

地域特有の歴史や文化、自然などを活かしたまちづくりを進めるとともに、将来にわたって持続可能な地域づくりを目指す「小さな拠点」づくりを進め、長期的な視点に立った集落やコミュニティの維持を図っていきます。

また、農村景観を守るため、里山環境や耕作地、水路などの維持、伝統的家屋の保全のほか、屋外広告や鉄塔などの工作物の設置について、配慮します。

第3章 景観を守り育むための取り組み

1 景観法を活用したまちづくりへの誘導

本市のかけがえのない景観を守り育てていくため、法第61条で定める「景観地区」や第74条で定める「準景観地区」、条例第7条で定める「景観計画推進地区」などの制度を活用していくとともに、建築行為の制限を定めるなど様々な施策により、良好な景観形成が図られるよう誘導していきます。

(1)景観地区·準景観地区

都市計画により定めることができる景観地区は、建築物や工作物のデザイン・色彩、敷地面積などのほか、廃棄物の堆積や土地の形質変更といった行為も含め総合的に規制できる制度です。本計画の第6章で定める景観形成基準の運用が、勧告又は変更命令による緩やかな規制誘導であるのに比べ、景観地区では、建築確認制度や形態・意匠にかかる認定制度、開発許可制度と連動し、より積極的に良好な景観を形成するための規制をすることができます。

準景観地区は、都市計画区域外などであっても景観地区に準じた規制が可能な制度で、建築物又は工作物や開発行為等について、条例により一定の基準を設けることができます。

これらにより、本市を代表する特徴的な景観を有する地区では、その良好な景観を守り育てるため、景観地区や準景観地区の指定を検討します。指定した場合は、地区内の建築物の保存等に要する経費の一部補助を行います。

(2) 景観計画推進地区

次の地区のうち、特に景観形成を図る必要がある場合は、条例第7条に基づき景観計画推 進地区として定め、建築行為等に対するその地区に合わせたルールにより、良好な景観形成 を図っていきます。

- 歴史的特徴のある景観を有する地区
- ・自然と調和した景観を有する地区
- 商工業業務施設が集積し、一体となった景観を有する地区
- ・個性的な住宅地景観を有する地区
- 主要な幹線道路、河川等に沿って特徴のある景観を有する地区
- その他景観形成上必要と認める地区

(3) 市全域における景観形成基準

地域の特性に応じた景観を形成するため、周囲の景観との調和を前提に、地域区分を設けた上で景観形成基準を定めるなど、良好な景観形成を推奨していきます。

・建築物の形態や色彩(彩度)

周囲の景観に調和するよう建築物の規模や意匠を揃えたり、外観色彩については、使用できる彩度の範囲を定めます。

・高さの最高限度

周辺地域との形態的な調和を図るため、特定の地区では高さの最高限度を定めます。

・敷地規模の最小限度

大規模に開発される住宅地などでは、緑豊かな景観の誘導などを目的に、植栽のための敷地を確保してもらうよう、一区画当たりの規模の最低限度を定めます。

(4) 大規模な建築行為等の制限

大規模な建築物等は、周辺の景観に対して大きな影響を与えます。このため、「周辺景観との調和」、「景観の向上に寄与」、「圧迫感・威圧感の軽減」の考え方に基づいて、一定規模の新築、増改築、移転や外観変更等を行う場合は、届出を義務付けることにより緩やかな景観誘導を行います。

また、同時に事業者への事前協議を義務付け(一部行為を除く)、地域特性に応じた景観への誘導を行います。

(5) 景観重要建造物、景観重要樹木の保全

自然、歴史、文化的価値の観点から、地域の景観形成上重要な建築物や樹木などは、地域 ごとの景観を形成する拠りどころとなるものです。

このため、条例第 17 条で定める景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を行うことにより、保全のための技術的支援や経費の一部補助を行います。

指定されると、建築基準法の特例措置が講じられたり、相続税の適正評価が行われます。

(6) 景観重要公共施設の整備

道路や公園などの公共施設のうち、景観上重要なものについては、景観重要公共施設として景観計画に位置付けることにより、周辺景観との調和を図るなど良好な景観形成を推進していきます。管理者が国や県の場合は、協議・調整を行っていきます。

(7)景観協定等の締結

地域ごとの住民の合意により、景観協定、まちづくり協定、建築協定などを締結することは、 住民自らが地区独自の景観にかかるルール等を作り上げていくことから、住民の意思が十分 に反映された良好な景観形成が図られていきます。市は、積極的にこれら景観協定等の締結を 促進していきます。

(8) 景観整備機構による支援

民間活力と行政が協働し、良好な景観の形成や保全をさらに推進していくため、景観の育成に資する業務を行うNPO法人や公益法人を、法第92条に基づき景観整備機構*に指定していきます。景観整備機構は、地域景観形成に関わる住民に向けた専門的情報の提供やコーディネート、景観重要建造物等の管理や指定の提案、景観計画の提案等に加えて、これらを通じた人材育成を行い、住民主体の持続的な取り組みを支援します。

※ 景観整備機構:地域住民を含めた民間活力の活用により、市と役割分担をしながら良好な景観形成を図る主体として市長が指定した一般社団法人やNPO 法人

2 景観まちづくり施策

景観計画を定めることは、良好な景観形成に向けて具体的な行動をおこすための第一歩です。

長野市らしい景観を形成するためには、景観に関心を持ち景観形成に積極的に関わる市民や事業活動に際して景観形成に努める事業者、総合的な景観形成に係る施策を実施し、景観に配慮した公共施設を整備するとともに、市民と事業者による景観形成を支援する行政と、それぞれが果たす役割があります。

市民、事業者、行政が景観計画の理念を共有してそれぞれの責務を果たし、景観計画を実現するための行動計画として、3つの取り組みを定めます。



(1) 重要な場所における特色のある景観形成

本市を代表する歴史的・文化的景観を有する地区、豊かな自然環境との共生が図られた地区などでは、それぞれの地区ごとに特色のある景観形成を推進します。



ア 特色のある景観形成を特に推進する地区

景観計画では、特色のある景観形成を特に推進する地区として、善光寺周辺地区、松代地区、戸隠地区、鬼無里地区、中条御山里地区、信州新町久米路峡地区の6地区を指定します。これらの地区では、地元と検討しながら景観地区・準景観地区の指定を目指すほか、文化財保護法や自然公園法、森林法などの施策を活用し、特色のある良好な景観形成を推進します。なお、景観地区・準景観地区などの指定にかかる合意形成に時間を要する場合は、景観計画推進地区として位置付け、きめ細かな地区別ルールを設けることにより、良好な景観を保全していきます。

善光寺周辺地区

国宝善光寺は、天台宗の大勧進と一山 25 院、浄土宗の大本願と一山 14 坊から成っており、39 の院坊は宿坊も兼ねています。参道は、大勧進・大本願と宿坊、そして多くの参拝客で賑わいを見せる仲見世通りで構成されています。さらに数えで7年に1度、全国から多くの参拝客が訪れる「御開帳」が行われるなど、伝統的な行事がいくつも繰り広げられ、独特の文化的景観を醸しています。

善光寺の周辺にも多くの寺社仏閣があるほか、門前町として善光寺とともに歴史を刻んできた大門町には、平入り※、漆喰い塗りの土蔵づくりなどの和風建築物と、意匠を凝らした近代建築が混在する独特の景観が形成されています。また明治初期、現在の長門町・西町などの周辺は長野村と呼ばれ、長野町、長野市へと発展し、現在の市街地の礎となりました。長野村は明治4年に県庁が置かれ官公庁街としても栄え、今もところどころに当時の面影を残しています。

また、善光寺の北側から西側にかけては、善光寺平とも称される長野盆地の外縁を構成する 山々が連なっており、表参道からの眺望に四季折々の彩を添えてくれ、わたしたち市民や訪れ る善男善女の目を楽しませてくれています。

ほかにも、表参道では季節の風物詩としての賑わいが繰り広げられています。冬には、長野冬季オリンピック・パラリンピックの「平和を願う精神」を後世に遺すための、善光寺を彩る五色のライトアップと参道を埋め尽くす灯明に平和への想いを込めた「長野灯明まつり」、春には、表参道をキャンパスに見立て、公募ボランティアの手により多くの花で埋め尽くす「善光寺花回廊」、秋には、歩行者天国となった表参道で行われる「大道芸フェスティバル」など様々なイベントが開かれ、新たな賑わい空間が創出されているほか、「ながの祇園祭御祭礼屋台巡行」のように伝統的な行事が行われています。

景観計画では、大門町南地区を景観計画推進地区に指定し、地区独自の景観形成基準による 高さや形態意匠の制限を行うとともに、地区の市民団体を景観形成市民団体として認定するこ とにより、地区住民による主体的な景観形成を支援しています。また、藤屋旅館と中澤時計店 の2件を景観重要建造物に指定し、歴史的な門前町の景観を保全するための支援を行っていま す。

さらに、建築物などの高さ制限区域を定めているほか、一部区域では、都市計画法で定める 風致地区として土地利用規制がかけられ、表参道から善光寺を望むときの景観と、雲上殿方面 から善光寺に向けた眺望景観が良好に保たれています。

このほか、善光寺の東側一体には、市内で最も古くから親しまれてきている公園や文化・教育施設などの施設があり、市民の憩いの場が展開しています。また、街なみ環境整備事業によ

る住民協定が通りごとの単位で締結され、それぞれの事業が終了した後も、住民の任意によって歴史的景観を保全するための活動が行われています。

善光寺周辺地区では、これらの景観資源を活用し、門前町らしい趣のある歴史と文化が感じられるまちなみの形成を目指していきます。

※ 平入り : 建物の平(大棟と平行な面)に出入り口のあるもの



松代地区

松代地区には、いにしえの時代からの歴史遺産が数多く残されており、特に、武田信玄により築造されたといわれている松代城(海津城)や旧文武学校、旧横田邸などの武家屋敷、真田家の菩提寺であった長国寺などがある武家地や町人地、寺町の跡、全国的にも珍しい泉水路。など、江戸時代の面影が数多く残されています。

こうした城下町の面影は、南に位置する象山や皆神山などの山々が借景となり、町全体がさながら「庭園都市」の相を呈し、悠久の歴史を彷彿とさせてくれています。

秋に開催される「松代藩真田十万石まつり」では、住民等が真田家の武士に扮して城下町を練り歩き、町全体を舞台とした壮大なスケールの武者行列が毎年再現されています。

また、伝統的な祭礼のほか、佐久間象山や松井須磨子、童謡の作詞、作曲家たちなど松代が生んだ多くの偉人にまつわる名所が、文化的景観として町中に残されています。

さらに、史跡整備事業として松代城跡の修理・復元を行っているほか、江戸時代末期に真田 家によって築かれた真田邸(新御殿)には、母屋や表門、庭園など、本格的な保存整備が施さ れ、歴史的建造物として全国に数少ない御殿建築の姿を今に残しています。

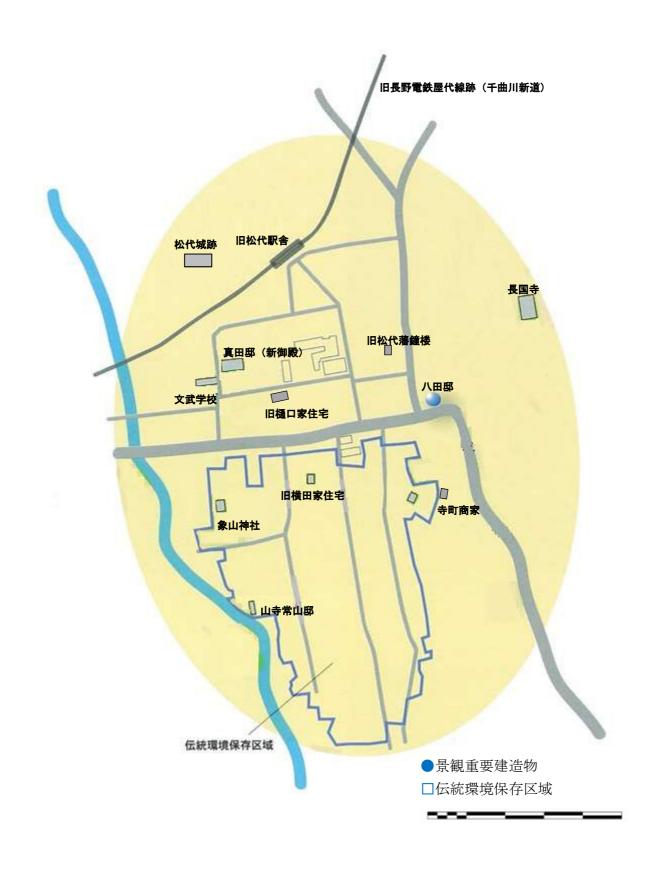
一方、南部については、武家地を長野市伝統環境保存条例に基づく伝統環境保存区域に指定 し、伝統環境の保存を進めてきたほか、旧北国街道松代道沿いは、当時の街道の面影を感じさ せる町家様式の建物が残っており、官民による古民家の再生と活用が行われています。

また、東に位置する大室には、5世紀前半から8世紀にかけて造られた 500 基を超える古墳群があり、東日本最大規模であると同時に、「合掌形石室」という特殊な埋葬施設は、他に類例の少ない遺跡として国の史跡に指定されています。

この特色あるまちなみを保全、活用するため、街なみ環境整備事業による環境整備や史跡整備計画のほか、市民が主役の文化活動である「エコール・ド・まつしろ」や、まちづくり活動が展開されています。

これら地区全体の大きな動きに併せ、景観計画では、松代城下町一帯を松代町景観計画推進地区に指定し、建築物などの高さを抑えることにより、歴史的な景観資源を活かしたまちなみを保全しているほか、八田邸を景観重要建造物に指定し保存支援を行うなど、城下町の景観にふさわしい、地域の歴史や文化を活かした良好なまちなみと自然が共存する景観形成を目指していきます。

※ 泉水路 :家から家へと庭の池を結ぶ松代特有の水路網



戸隠地区

戸隠神社の宝光社・中社・奥社を中心とする戸隠地区は、全域が標高 1,000 メートルを超える 高所にあり、戸隠信仰を育んだ戸隠連峰をはじめ、奥社の杉並木や鏡池、越水ヶ原、戸隠森林植物 園など優れた自然景観に恵まれており、一帯には宝光社・中社門前の宿坊・民家にみられる茅葺屋 根の建築物や、戸隠神社を構成する戸隠五社(奥社・中社・宝光社・九頭龍社、火之御子社)など の歴史的な建築物が数多く集積し、戸隠神社の門前町としてのまちなみを形成しています。

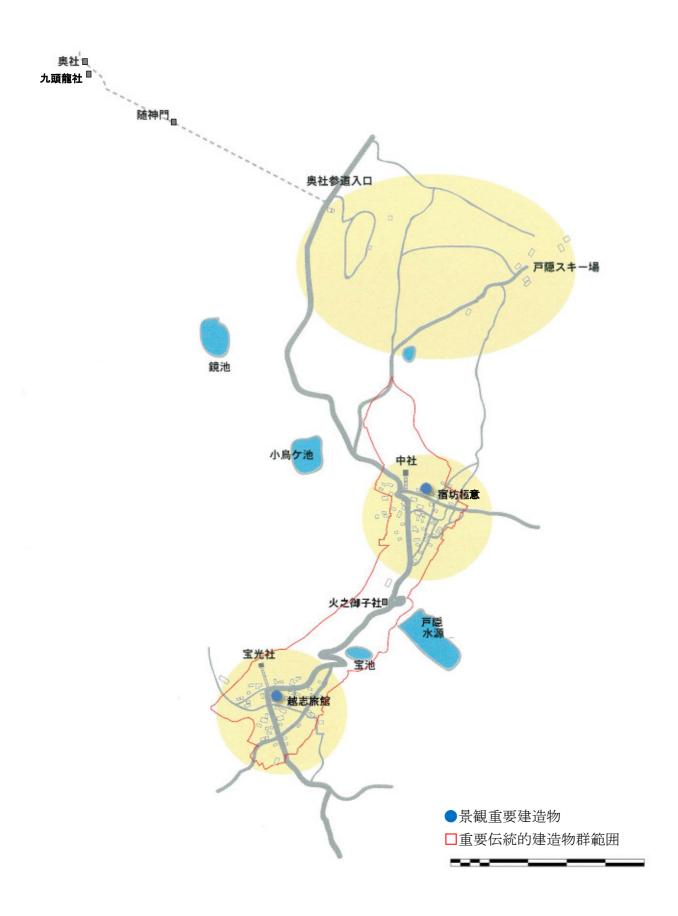
また、それらを舞台に戸隠竹細工や祭礼といった伝統文化を反映した文化的景観が今も受け継がれ、山岳信仰の歴史を今に伝える特徴的な景観を形成しています。

宝光社より北側の区域は妙高戸隠連山国立公園に指定され、自然公園法の特別地域として自然環境の保護が図られています。このほか、屋外広告物条例による展望規制によって幹線道路の沿道において屋外広告物を制限することにより、雄大な自然景観と眺望景観が維持されています。

景観計画では、戸隠の特色ある景観を象徴する建築物として、越志旅館と宿坊極意の2件を景観 重要建造物に指定しています。

平成 28(2016)年8月には、中社・宝光社地区の一部を長野市戸隠伝統的建造物群保存地区に 決定し、平成 29(2017)年2月には国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。保存地 区内では、長野市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき建造物等の現状変更行為に対する規制 を設けているほか、保存計画に適合する修理・修景事業について事業費の一部を助成する制度が設けられています。

あわせて、街なみ環境整備事業による歴史的な建造物やその周辺環境の整備も進められており、 歴史的まちなみの維持・向上が図られています。また、市街地から戸隠神社周辺へと続く戸隠古道 の整備も進められ、自然と調和した地域固有の歴史・文化を尊重したまちなみを保全することによ り、良好な景観形成を目指していきます。



鬼無里地区

本市の北西部に位置し、裾花川の源流沿いの盆地を中心として山々に囲まれた鬼無里地区は、ほ ぼ三角形の土地の大部分が分水嶺に囲まれており、谷の都とも桃源郷とも言われるほどの牧歌的な 原風景が広がっています。

中でも、春には国内有数のミズバショウの大群落が広がり、夏にはブナの原生林などの巨木群の 濃い緑の中を爽やかな風が吹き抜ける奥裾花自然園や、秋の奥裾花渓谷に広がる一面の紅葉、幾重 にも重なる尾根と一段高く北アルプスの絶景を望める大望峠は、自然の宝庫としての鬼無里を代表 する風景であります。

奥裾花渓谷は、「日本百景」や森林文化協会の「21世紀に残したい日本の自然 100選」に選ば れており、また、一部地域は、妙高戸隠連山国立公園の一部として自然公園法の特別地域に指定さ れているほか、県の森林整備保全重点地域や、名勝、保安林にも指定されるなど、豊かな自然が守 られる環境が整っています。

さらに、林野庁の「水源の森百選」にも選ばれるほどの豊富な水資源は、多くの動植物を呼び寄 せるとともに、渓谷の断崖から流れ落ちる雄大な文殊滝を生み出し、幾重にも折れて流れる眺めは 白糸のごとき美しさを醸し出しています。

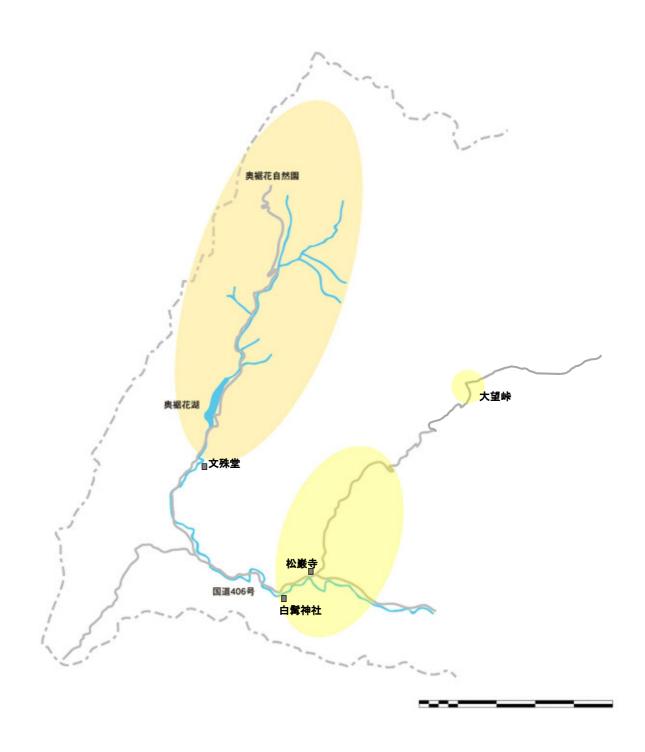
地区内には伝説の遺跡がいくつもあり、日本三文殊の一つである文殊堂や、室町時代の建造物と して国の重要文化財にも指定されている白髯神社、鬼女「紅葉」の墓ともいわれる石塔や川端康成 の文学碑も残されている松巌寺など、いにしえのロマンの宝庫としても著名です。

中でも、鬼無里の名の由来とも言われている『鬼女「紅葉」伝説』は、平安の世の美しくも悲し い物語を現代に伝えております。

景観計画では、建築物などの高さを周辺の樹林の高さ以下とし、背景となる山の稜線を分断する など眺望景観に著しい支障を与えないように配慮することを求め、周辺の優れた自然景観に調和し た景観の形成を目指しています。

※ 水源の森百選 :毎日安心して水を使えたり、大雨や台風といった様々な災害から生命・財 産が守られていることは、森林の働きによることが大であるとともに、 森林には、わたしたちを癒してくれ、快適な気持ちにさせてくれる働き などもあります。

> こうした、森林の役割を紹介し、理解を深めることなどのために、林野庁 が、水を仲立ちとして森林と人との理想的な関係がつくられている等の 代表的な森について「水源の森百選」として選定しました。



中条御山里地区

中条御山里地区は、「日本の棚田百選」※に選ばれた栃倉の棚田、歴史的な民家の集まる農村集落、山の神信仰の篤い里山である虫倉山が一体となって農村景観を形成しており、人々の生活や生業、地域の風土により形成された特色ある景観を有しています。

特に虫倉山には、山の神信仰(山姥信仰)や竜蛇神信仰(水神信仰)など、古代からの文化的景観が現在も山姥伝説として受け継がれています。

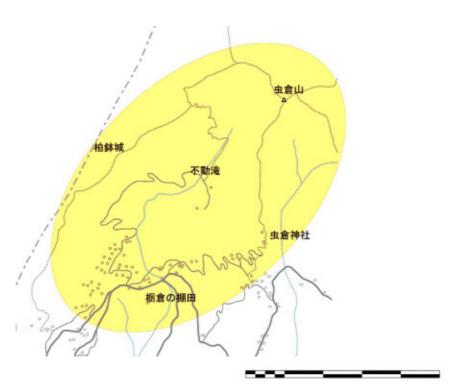
また、北アルプスの展望と田園風景が調和した、美しい眺望景観も保全されています。

景観計画では、建築物などの高さを周辺の樹林の高さ以下とし、周辺の自然豊かな里山と景観を阻害しないよう配慮することを求め、周辺の優れた自然景観に調和した景観の形成を目指しています。

※ 日本の棚田百選

: 中山間地域に広く分布する棚田は、その急峻な地形を巧みに利用した農業生産活動を通じて、国土・環境の保全、農村の美しい原風景の形成、伝統・文化の継承等の役割も果たしています。 このように棚田は大きな役割を果たしていることから、農林水産省

このように棚田は大きな役割を果たしていることから、農林水産省は、その保全や、保全のための整備活動を推進し、農業農村に対する 理解を深めるため、優れた棚田を「日本の棚田百選」として認定しま した。



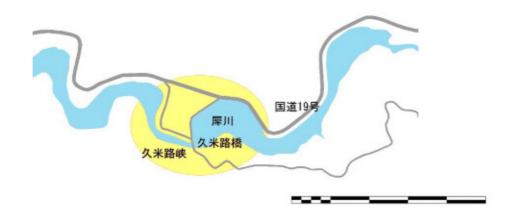
信州新町久米路峡地区

信州新町久米路峡地区は、犀川の浸食により形成された峡谷である久米路峡を中心とした地区であり、信州新町地区を代表する自然景観を有しています。

久米路峡のほかには、県歌『信濃の国』に登場する久米路橋や碧水を湛える犀川、佐久間象山 お手植えの楓などがあります。

また、本地区は、久米路峡が長野市指定名勝、森林の一部が保安林として指定されており、豊かな自然環境が保全されています。

景観計画では、建築物などの高さを周辺の樹林の高さ以下とし、周辺の優れた自然景観に調和した景観の形成を目指しています。



イ 重要伝統的建造物群保存地区

国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された戸隠中社・宝光社地区の一部では、景観計画に定める景観形成基準に加えて、長野市戸隠伝統的建造物群保存地区保存条例に基づく建造物等の現状変更行為に対する規制を設けています。

これにより戸隠地区特有の歴史や伝統、文化に育まれたまちなみ景観を保存し、魅力あるまちづくりを継続的に推進します。

ウ 歴史的風致維持向上計画における重点区域

長野市歴史的風致維持向上計画は、地域固有の歴史的遺産を活かしたまちづくりの推進を目的としています。歴史的風致維持向上計画では、善光寺・戸隠地区、松代・若穂川田地区、鬼無里地区を重点区域としています。これら3地区においては、歴史的風致を形成する建造物等の保存整備及び維持管理、良好な市街地の環境や景観の保全と形成、歴史的まちなみの回遊性向上や歴史的道筋の周知、伝統的な祭礼等に対する支援など、様々な事業を通じて歴史的風致の維持と向上を図ります。

また、重点区域内にある文化財や歴史的風致を調査・研究するとともに、地域の歴史や 文化を積極的に情報発信することにより、歴史的風致の普及や啓発を行います。

※歴史的風致・・・地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が 行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって 形成してきた良好な市街地の環境

(2) 調和を基本とした市域全体の良好な景観の維持

山と河川による地勢的あるいは自然的な条件のもとに特徴付けられている本市の大きな景観 構造を大切にするため、周辺環境とわたしたちの営みの共存を目指します。

市内には、数え切れないほどの「大切にしたい景観」があり、それぞれの想いを乗せた「お気に入りの景観」が人の数だけ存在しています。このような、市民が思い描く「風景」もまた、将来にわたって大切に守り続けていく必要があります。

そして、そんな一つ一つの「風景」を包み込む長野市全体もまた、良好な景観で彩られていなければなりません。そのため、個々の建築活動等が景観を形づくっていることを前提とし、景観に与える影響が大きい大規模な行為や屋外広告物を対象として、景観形成上重要な事項に関するルールを定めるほか、事前協議、届出制度などの活用により、周辺の環境と調和した景観を維持します。

ア ながの百景の活用 (巻末を参照)

市内の自然や歴史、文化、風土を感じられる景観から、「大切にしたい景観」や「お気に入りの景観」を市民から募集し、平成 26(2014)年に「ながの百景」を選定しました。

この、市民が守っていきたいと願う百景を、様々な機会を通じて市の内外に発信していく ことにより、市民の景観への関心の高まりと長野市としてのブランドカ向上を図りながら、 地域振興につながるようにしていきます。

イ 屋外広告物の規制

屋外広告物は景観を構成する重要な要素の一つであり、無秩序に掲出された屋外広告物は、周辺環境への配慮に欠き、風致やまちの景観を損なうおそれがあることから、平成11(1999)年に長野市屋外広告物条例を制定し、平成17(2005)年には条例の改定により規制地域を拡大、屋外広告物ガイドラインを活用するなど、適切な広告景観の維持に努めています。

また、電柱などに貼られた違反広告物の簡易除却を定期的に実施するほか、関係機関による一斉点検により設置者に対する是正指導を行うなど、美しいまちなみの保持に努めていきます。

ウ 景観に配慮した公共施設の整備等

市が公共施設を整備・活用するときは、特に周辺の景観への調和に配慮し、形態または色彩その他の意匠及び敷地縁化について、専門的な見地からの評価・助言を得るため、長野市景観審議会に設置されたデザイン専門部会に意見を求め、良好な景観の形成に先導的な役割を果たしていきます。

その他の公共施設については、大規模な建築行為等に関わる事前協議、届出制度を通じて 良好な景観形成に対し特に配慮を求めていきます。

(ア) 緑と水による景観形成

公園の整備や道路、水辺、公共施設の緑化を積極的に行い、緑に囲まれた潤いのある景観形成を推進します。

(イ) 親しみのある歩行者空間の整備

快適な歩行者空間の整備と、オープンカフェなど公共空間を積極的に活用することにより、楽しく歩ける道づくりを進め、親しみのある賑わい空間を形成します。

エ 民間施設に対する景観誘導

景観計画で定める景観形成基準や、大規模な建築行為等に関わる事前協議、届出制度を通じ、事業者や市民の景観への意識向上を図ることにより、民間の施設に対する景観誘導を行い、周辺の環境と調和の取れたまちなみの整備を図ります。

(3) 市民が主体になって行う景観形成

本市の顔を決定付ける景観を良好なものに作り上げていくためには、行政や事業者の力だけでは到底足りません。市民一人一人が良好な景観を形成する主体として、身近な地区の景観資源を守っていくことは大変重要で、また、それを活かすための活動が活発に行われるような環境が必要です。

そしてさらに、近隣住民が協力しあって独自のルールをつくり、地区景観を育むなどの活動に 積極的に取り組んでいくことは、地域の魅力づくりにもつながるとともに良好な景観を形成し ていく上で大変有効な手段です。

市は、市民の景観に対する関心や熱意をさまざまな仕組みによって育むとともに、様々な支援を行うなど総合的な事業展開を図ります。

ア 景観形成市民団体の育成と支援

良好な景観を形成するため、一定の区域において自主的なまちづくり活動や調査研究など を行う団体を、景観形成市民団体として認定します。

市は、地区計画や景観協定などの合意形成に向け、技術的支援や活動経費の一部補助などの支援を行います。

【活動事例写真:長野大通り景観を考える会、善光寺表参道景観研究会】

イ 景観形成の推進組織

(ア) 景観審議会

景観審議会は、学識経験者や民間諸団体の代表者、公募委員などにより構成され、市長の諮問に応じて景観計画の変更や修正、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定など、景観の形成に関する必要な事項の調査、審議のほか、条例に基づく顕彰の選考等を行うことにより、良好な景観形成を推進していくための組織です。

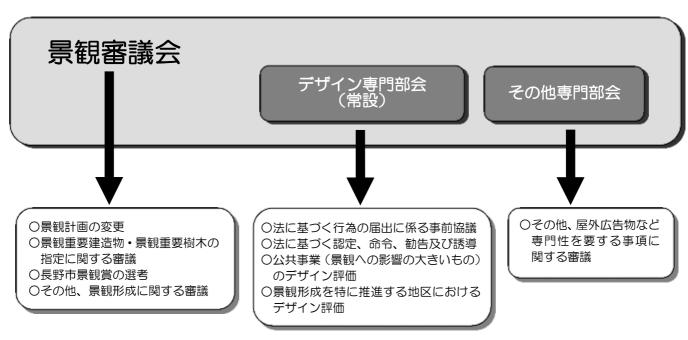
また、長野市屋外広告物条例に関する調査、審議も行うなど、本市の景観施策への重要な助言や提言を行う役割を果たしています。

▶ デザイン専門部会

法に基づく認定、命令、勧告及び誘導に関する事項、景観形成を特に推進する地区におけるデザイン評価に関する事項、公共事業のデザイン評価に関する事項等について、景観等の専門的な意見を聴くため、景観審議会の中に設置された建築や都市計画などの専門家による常設の専門部会です。

> その他専門部会

屋外広告物など専門性を要する事項については、必要に応じて専門部会を設置し、 審議を行います。



(イ) 景観協議会

景観協議会は、景観計画区域において景観まちづくりを持続的に行うために、市民・事業者・行政が協働で、良好な景観形成に取組むために必要な協議を行うことを目的とする組織です。地域の景観特性や協議事項に応じ、市民、関係行政機関及び観光、農林商工関係団体、電気・電気通信・鉄道等の公益事業を営む者などにより組織し、構成員にはその協議結果を尊重する義務が課せられます。

ウ顕彰制度

地域の特色を活かしながら魅力あるまちづくりへの貢献が認められる建築物や工作物、 屋外広告物、まちなみ、景観の向上に寄与している団体等を、「長野市景観賞」として表彰 します。

この表彰を通じ、市民の景観に対する意識を高めるとともに、より良い景観の創造が図られるよう推進していきます。

また、一般公募による景観賞表彰作品めぐりなどを通じ、広く市民の景観に対する意識を醸成していきます。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 (法第8条第2項第3号)

地域の良好な景観形成に重要な役割を持つ建造物や樹木は、保全をしながら活用を図っていく必要があります。市は、地域のシンボルにふさわしい建造物等の指定方針を定め、保全・活用を図るための支援をしていきます。

1 景観重要建造物の指定の方針

景観重要建造物は、次に該当するもののうち、地域の景観形成上、維持、保全する価値があり、地域のまちづくりの核となると認められるものを対象に、所有者の意見を聴いて指定します。ただし、公共の場所から容易に見ることのできる位置にあるものに限ります。

- 特色のある景観形成を推進する地区等にある建造物で、その地区のシンボル的な景観を生み出しているもの
- まちづくりや景観形成に向けての住民活動が積極的に展開されている、又は今後予定される地 区内にある建造物で、景観資源としてこれらの活動の中で活用され得るもの
- 建造物の存在が市民や観光客に認識しやすく、心象風景として、現に親しまれ愛されている、 又は今後その可能性があるもの

2 景観重要樹木の指定の方針

景観重要樹木は、次に該当するもののうち、地域の景観形成上、維持、保全する価値があり、地域のまちづくりの核となると認められるものを対象に、所有者の意見を聴いて指定します。ただし、公共の場所から容易に見ることのできる位置にあるものに限ります。

- 特色のある景観形成を推進する地区等にある樹木で、その地区のシンボル的な景観を生み出しているもの
- まちづくりや景観形成に向けての住民活動が積極的に展開されている、又は今後予定される地 区内にある樹木で、景観資源としてこれらの活動の中で活用され得るもの
- 樹木の存在が市民や観光客に認識しやすく、心象風景として、現に親しまれ愛されている、又は今後その可能性があるもの

第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項(法第8条第2項第4号口)

良好な景観形成に重要な役割をもつ道路、河川、都市公園等の公共施設を対象に、管理者等の同意を得て 景観重要公共施設に指定し、地域の景観形成にふさわしい整備等の基準を定めます。

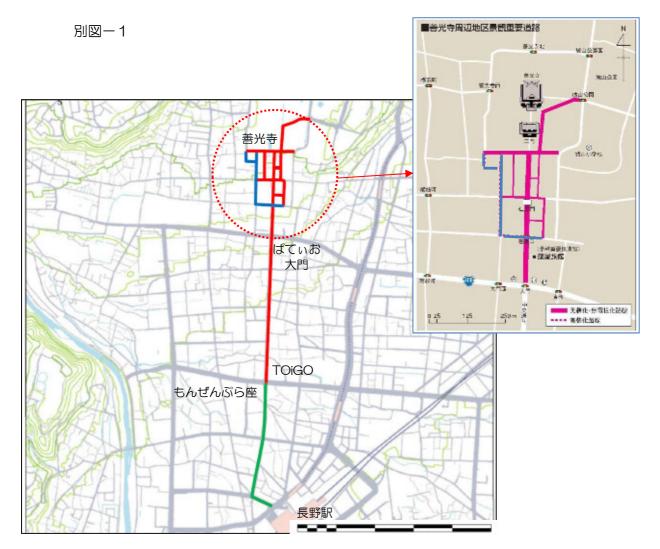
1 道路

別図-1及び2に示す路線については、良好な街路景観を特に推進するため、整備に関する方針を定めます。

(1) 善光寺周辺地区

(長野中央通り(都市計画道路中央通り)、長野北 93~100 号線、県道長野豊野線・長野北 576 号線、善光寺南線(都市計画道路城山小学校通り)、長野西 944 号線)

- 歴史を感じられる意匠のストリートファニチャー等を設置し、善光寺の表参道らしい雰囲気 の醸成と同遊性の向上を図る。
- 別図-2に赤線で示す路線は、石畳等により、善光寺周辺のまちなみと調和した連続性のある 舗装とするとともに、街路灯等の整備や無電柱化により歴史的な景観の形成と安全で快適な 歩行者空間を創造する。
- 別図-2に青線で示す路線は、周囲のまちなみと調和した舗装とし、良好な景観の形成を図る。
- 別図-2に緑線で示す路線は、周囲のまちなみと調和した整備を行う。
- 修繕及び再整備の際は、整備当初のデザインを維持することを基本とする。



(2) 松代地区

(御安町西河原線、殿町代官町線、松代東 187~190 号線、松代西 18 号線、松代西 33~36 号 線、松代西 39~40 号線、松代西 119~120 号線、松代西 123 号線、松代西 126~128 号 線)

- 別図-2に示す路線は、城下町の歴史的まちなみと調和した舗装により、安全で快適に回遊が できる空間を整備する。
- 松代の特徴である泉水路等を活かした整備を行い、水と伝統的建築物が調和したまちなみを維 持する。
- 修繕及び再整備の際は、整備当初のデザインを維持することを基本とする。



別図-2

2 都市公園、河川 等

地域景観の核となる都市公園、河川などの公共施設について、景観重要公共施設への指定を検討しま す。

指定された公共施設は、良好な景観形成に関する方針などに配慮し、形態意匠や色彩、緑化などにつ いて、地域の良好な景観形成に先導的な役割を果たせるよう整備します。

第6章 行為の制限に関する事項(法第8条第2項第2号)

行為の制限は、計画区域全域において、又は良好な景観形成が特に必要とされる地区において、景観への影響が大きいと思われる建築行為等について、計画で定める景観形成基準に適合させることによって、良好な景観を形成を目指すために行います。

一定規模を超える建築行為等をしようとするときは、市長に行為の内容、場所、設計又は施行方法 や着手予定日などを届け出る必要があります。また、一部の行為は、届出の前に市と事前協議を行う 必要があります。

届出を受理した日から 30 日を経過した後でなければ行為に着手できませんが、良好な景観の形成に支障を及ぼさないと認められたときは、期間が短縮されます。

1 長野市全域における制限

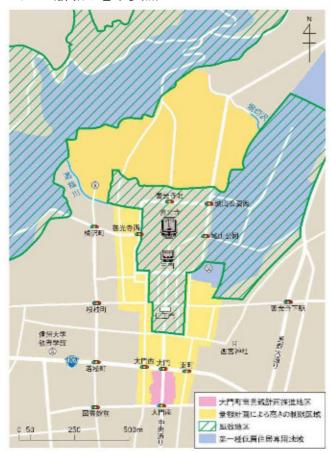
(1)地域区分

地域の特性に応じた景観を形成するため、地形条件や土地利用を基に、市内を次のとおり区分し、それぞれの特性に応じた景観形成基準を定めます。

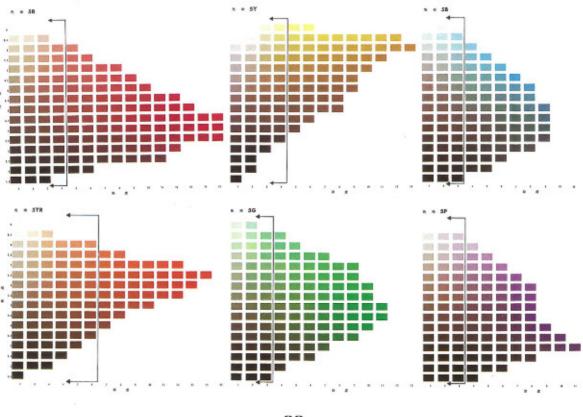
地域区分			
市街地	商業・業務地	商業地域 近隣商業地域のうち容積率が300%の地域	
	沿道等複合市街地	近隣商業地域のうち容積率が 200%の地域 準工業地域 ・準住居地域	
	工業地	工業地域・工業専用地域	
	住宅地	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域·第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域·第二種住居地域	
郊外地		市街化調整区域として定められた地域	
山地		上記に掲げる地域を除く地域	



別図一3 (詳細は巻末参照)



色彩の基準



(3) 届出対象行為

景観法第 16 条に定める届出を要する建築行為等(以下「大規模行為」という。)は、次のとおりとします。大規模行為に着手する場合、行為着手の 30 日前までに市長に届け出て、景観形成基準に適合しているか確認を受ける必要があります。

行為の種類			届出を要する規模		
建築物	新築・増築・改築・移転		高さ 13m又は建築面積 1,000 ㎡を超えるもの		
	外観変更(色彩変更を含む)		上記の規模を超えるもので、変更に係る面積が 500 ㎡ を超えるもの		
	新設 増築 移観変 外観変変 外色含む) を含む)	煙突 鉄柱•木柱類 高架水槽•物見塔類 遊戯施設 等	高さ 13mを超えるもの		
		装飾塔•記念塔類 等	高さ 13m又は表示面積 25 ㎡を超えるもの		
		擁壁・垣・さく・塀類 等	高さ3mかつ長さ30mを超えるもの		
工作物 		プラント類・自動車車庫 飼料石油等貯蔵施設 ごみ処理場等処理施設等	高さ 13m又は 築造面積 1,000 ㎡を超えるもの		
		電気供給・通信施設	高さ 20mを超えるもの		
		太陽光発電施設・その他再 生可能エネルギー施設等	高さ13m又は太陽光発電パネル面積(モジュール面積) が500 ㎡を超えるもの		
開発行為・土地の形質の変更		質の変更	 面積が 3,000 ㎡又は 法面若しくは擁壁の高さが3mかつ長さが 30mを		
土石の採取・鉱物の掘採		强採	超えるもの		
屋外における再生資源の堆積			堆積の高さが3m又は その用に供される面積が 1,000 ㎡を超えるもの		

[※] 建築物の増築又は改築は、当該行為後の高さが 13m又は既存建築物の建築面積との合計が 1,000 ㎡を超えるもの。

ただし、増築又は改築に係る床面積が 100 ㎡に満たないのもの及び外観の変更を伴わないものは除く。

(4) 届出の事前協議

大規模な建築物や工作物は、周辺の景観に与える影響が大きくなります。周辺の環境や景観に配慮するなど景観計画の理念や景観形成基準に適合したデザインとするには、行為の計画が企画、構想の段階から慎重に検討していく必要があります。

長野市では大規模行為の一部を事前協議の対象とし、良好な景観形成を目指します。

ア 事前協議の対象となる行為

上記(3)に定める届出対象行為のうち

建築物に係る新築・増築・改築・移転・外観変更(色彩の変更を含む)

工作物に係る新設・増築・改築・移転・外観変更(色彩の変更を含む)

イ 事前協議申し出の時期

計画の修正が可能な時期を考慮し、原則として行為の届出の 60 日前(行為着手の 90 日前)までに事前協議の申出を行うこととします。

2 景観計画推進地区における制限

良好な景観の形成が特に必要とされる景観計画推進地区は、次のとおりとします。

- 大門町南景観計画推進地区
- 松代町景観計画推進地区

(1) 大門町南景観計画推進地区 ア 区域



イ 地区景観形成方針

地区景観形成方針

- ①江戸時代・明治時代・大正時代にかけて建築された和風の商家や洋館などの外観を保持し、その連担や融合によって形成されているまちなみを活かすように沿道建物の意匠を整備する。
 - ◇新築・増改築・外観や店先の改修・看板の改修などを行う場合には、状況に応じた改修を行う。
- ②品位を感じさせると同時に活気と賑わいのある個性的な店先を創出する。
 - ◇落ちつきのある街並みを活かすため、歩道に接する店先においては商店としての個性を感じさせる 工夫をする。
- ③地区住民主導の景観形成体制を確立する。
 - ◇景観形成市民団体の認定を受けた「大門蔵部」などの活動を中心に、まちづくりや景観形成に関する 意識を向上させることによって、地区住民による主体的な景観形成及び維持体制を確立する。

ウ 地区景観形成基準

行為の種別・事項		種別•事項	内 容
建築物	形態意	屋根形態	切妻で中央通りに対して平入りを原則とし、和瓦などの日本的な素材を使い、屋根 勾配は大門町の街並み景観に調和したものとする。ただし、既存の伝統的外観イメ ージを継承する場合にはこの限りではない。
	匠の制	外壁、窓、軒 裏等	外壁、軒裏は大壁造りなどの伝統的な意匠を継承したものとする。素材は漆喰などを利用する。
	窓などの開口部は、原則として木製又は和風カラーサッシュとして、格子を取り付 けるか格子戸とする。 店先部分には、できるだけ軒下外部空間をつくる。		
			日除けは暖簾やすだれなど、伝統的な意匠や表現のものを用いる。
			配管類や室外機などは沿道から見えないように工夫する。
			道路に面してショーウィンドウの設置につとめる。
			シャッターを設ける場合は、シースルー型等内部を見通すことができるものを用い る。
			建物の壁面やガラス面・シャッター面などに文字を記入したりイラストを描いたり 張紙をしたりしない。
		色彩	外壁の色は、白、灰、茶、黒とすること。
		十四小衣鹿	屋根の色は、黒、灰とすること。 太陽光パネルは、建築物の中央通りに面した部分には設置しないこと。
		太陽光発電施設・その	太陽光パネルは、建築物の中央通りに面した部分には設置しないこと。 太陽光パネルを勾配屋根に設置する場合は、屋根面に沿って設置し、最上部が建築
		他再生可能	物の棟を超えないものとし、屋根と一体的に見える形態とすること。
		エネルギー	太陽光パネルを陸屋根に設置する場合は、壁面の立ち上げ、ルーバー等の覆いによ
		施設等	り外部から見えないよう工夫すること。
			太陽光パネルの色彩は、低明度かつ低彩度のものとし、できるだけ反射が少なく屋
	<u>+</u> -	大の生即日	根形態と違和感のないものとすること。
	同〇	さの制限	新築または増改築の場合、階数を3階以下にする。 新築または増改築の場合、最高の高さを15メートル以下にする。
			新築または増改築の場合、最高の高さを10 メートル以内の建築物の形態は、そ
			の部分から前面道路の中心線までの水平距離の10分の6に1.6メートルを加えた
			斜線内とする。ただし、既存の伝統的外観イメージを継承する場合にはこの限りで
			はない。
			10 6
7m			
			Haviaje 1.011
			道路中心 官民境界 10m

行為の種別・事項		種別•事項	内 容		
建	配	車庫の位置	車庫は中央通りに面して設けない。但し、道路境界線から後退している場合を除く。		
築	置	道路からの	住宅の場合、できるだけ後退し、植裁スペースをとること。商店の場合、規定しな		
物		距離	⟨ ¹°		
	外林	冓	店先や空地部分を緑化したり花木を飾る。		
			路外駐車場は、塀などによって沿道から見えないように工夫する。		
			自動販売機は設置しない。		
エ	工 電気供給・通信		最高の高さを 20 メートル以下とすること。ただし、法令の規定及び公衆に対する		
			危害の防止のために高さが義務づけられたもの、又は市長がデザイン専門部会の意		
物 見を聴いた			見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りでない。		
	太陽光発電施設・その他再生		太陽光パネルの色彩は、低明度かつ低彩度のものとし、できるだけ反射が少なく屋		
			根形態と違和感のないものとすること。		
可能エネルギー 施設等		能エネルギー			
		设等			
その他の行為		D行為	景観形成基準のとおり。		

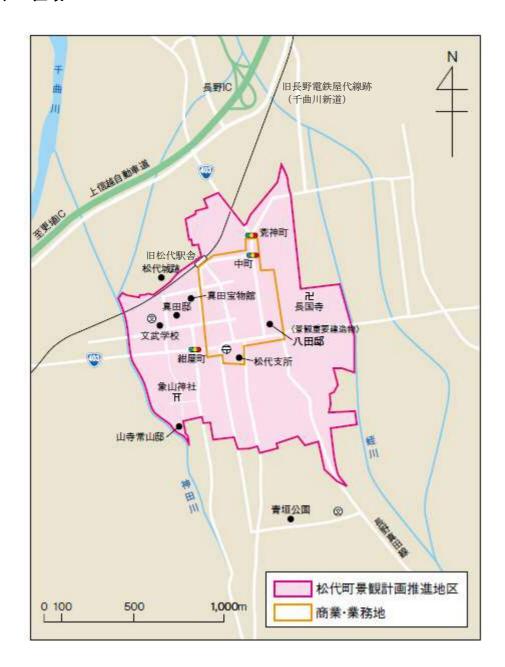
工 届出対象行為

大門町南景観計画推進地区における、景観法第 16 条に定める届出を要する建築行為等(以下「大規模行為」という。)は、次のとおりとします。大規模行為に着手する場合、行為着手の 30 日前までに市長に届け出て、景観形成基準に適合しているか確認を受ける必要があります。

行為の種類			届出を要する規模		
建築物	新築・増築・改築・移転		床面積の合計が 10 ㎡を超えるもの		
	外観変更(色彩変更を含む)		上記の規模を超えるもので、変更に係る面積 15 ㎡ を超えるもの		
	新設 増築 移観変 外観変変 外色含む) を含む)	煙突 鉄柱·木柱類 高架水槽·物見塔類 遊戯施設 等	高さ5mを超えるもの		
		装飾塔・記念塔類 等	高さ5m又は表示面積3㎡を超えるもの		
		擁壁・垣・さく・塀類 等	高さ 1.5m又は長さ5mを超えるもの		
工作物 		プラント類・自動車車庫 飼料石油等貯蔵施設 ごみ処理場等処理施設等	築造面積 10 ㎡を超えるもの		
		電気供給•通信施設	高さ 15mを超えるもの		
		太陽光発電施設・その他再 生可能エネルギー施設等	高さ5m又は太陽光発電パネル面積(モジュール面積)が 10 ㎡を超えるもの		
開発行為・土地の形質の変更		質の変更	面積が 1,000 ㎡又は		
土石の採取・鉱物の掘採		選採	法面若しくは擁壁の高さが 1.5mを超えるもの		
屋外における再生資源の堆積		京の堆積	堆積の高さが3m又は その用に供される面積が 100 ㎡を超えるもの		

(2) 松代町景観計画推進地区

ア 区域



イ 地区景観形成方針

地区景観形成方針

「ゆったりと歴史の流れる城下町」

武家屋敷、町家、門と塀、土蔵、鈎曲り、泉水路、寺院神社など特徴のある景観資源を活かした歴史的 街並みを保全し、城下町の景観にふさわしい、ゆとりと潤いのある住環境の整備・改善を図る。

ウ 地区景観形成基準

- 為の種別・事項	内 容				
高さの制限 周囲の街並みから突出するような高さは避けるよう努める。					
	道路に面する部分は2階建て以下を原則とする。3階以上を建設する場合は壁				
	セットバックし、2階部分に屋根庇をつけるなど、周囲の街並みの連続性、共通性				
	を持たせるように配慮する。				
	最高の高さを 12 メートル以下とする。				
	ただし、神社仏閣又は商業・業務地において、市長がデザイン専門部会の意見を聴 いた k 不見知 k 志院がない k 認めるたのについてはこの問いでない				
	いた上で景観上支障がないと認めるものについてはこの限りでない。				
	*学内)マブナス如ハルの財オイルエ				
	道路に面する部分は2階建て以下				
	を原則とする				
	(3階以上はセットバックする)				
	12m				
雨与卅级,这是	見言の言さな 20 メートリルエレオフェレー ただし 、辻会の担告なび八曲に並まっ				
	最高の高さを 20 メートル以下とすること。ただし、法令の規定及び公衆に対する 食寒の防止のために真さが美容ではられたたの、又は恵見がデザイン専門知今の意				
りに可文	│ 危害の防止のために高さが義務づけられたもの、又は市長がデザイン専門部会の意 ││ 見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りでない。				
<u> </u> 他の行為	景観形成基準のとおり。				

工 届出対象行為

松代町景観計画推進地区における、景観法第 16 条に定める届出を要する建築行為等(以下「大規模行為」という。)は、次のとおりとします。大規模行為に着手する場合、行為着手の 30 日前までに市長に届け出て、景観形成基準に適合しているか確認を受ける必要があります。

行為の種類		届出を要する規模	
	新築•増築•改築•移転	高さ 10m又は建築面積 1,000 ㎡を超えるもの	
建築物	外観変更(色彩変更を含む)	上記の規模を超えるもので、変更に係る面積 500 ㎡を超えるもの	
その他の行為		大規模行為のとおり	

[※] 建築物の増築又は改築については、当該行為後の高さが 10m又は既存建築物の建築面積との合計が 1,000 ㎡を超えるもの。

ただし、増築又は改築に係る床面積が100㎡に満たないのもの及び外観の変更を伴わないものは除く。

資料

- 景観計画図 善光寺周辺地区
- 景観計画図 松代地区
- 景観を守り育てるためのその他の取り組み
- ながの百景 マップ

景観を守り育むためのその他の取り組み

景観計画で定める以外にも、良好な景観形成につながる様々な取り組みがなされています。

地区計画における形態意匠の認定 【方針1、2、3、4、5、6】

地区計画の形態意匠を法に基づく条例で定め、景観地区と同様の認定により、総合的な審査を行います。

担当課:都市政策課

自然公園法の活用

【方針1、2、3】

景観計画区域内にある自然公園法の規制区域では、良好な景観の形成上必要な事項について、対象となる 行為、区域、許可基準等を景観計画に定めることができます。

管轄:国

森林整備保全重点地域

【方針1、2、3】

長野県ふるさとの森林づくり条例に基づき、豊かな森林の創造を目的に重点的な森林の整備及び保全を図る必要がある地域を指定するもので、本市では鬼無里地区の奥裾花自然園が指定されています。

管轄:県

農業振興地域整備計画

【方針1、2、3】

秩序ある土地利用調整、農地の効率的な利用、優良農地の保全により、美しい水田や果樹園などの田園景観を守ります。

担当課:農業政策課

自然環境保全地域

【方針1、2、3】

良好な自然環境の保全を目的に、環境保全が特に必要な地域を指定し、基準に沿った建築行為等の許可を通じて豊かな自然との共生を図る制度です。飯綱高原都市計画区域では、地区計画と連携して、自然環境に調和した景観形成を目指します。

担当課:環境政策課

開発許可の基準

【方針1、2、3】

開発行為等が周辺の景観を乱すことのないよう、切土や盛土によって生じる法面の高さなどを開発行為の 規制基準として定め、許可制度によって規制するものです。

担当課:建築指導課

風致地区

【方針1、2、3】

都市の良好な風致(都市内にある自然界の趣き)を維持するため、風致地区内では建築物等の建築行為などについて、市長の許可を要します。善光寺城山、裾花、大峰山の3地区が指定されています。

担当課:都市政策課

不法投棄パトロール等の実施 【方針1、2、6】

国の美しい国づくり政策大綱で景観阻害要因として例示されている、公共空間等のゴミ削減のため、不法投棄パトロールなどを実施し、良好な景観のための啓発活動を行います。

担当課:環境政策課

環境教育等の実施

【方針1、2】

環境学習を推進し、自然の大切さなどに対する市民の理解を促進するため、自然観察会の実施や子どもたちの自発的な活動を支援します。

担当課:環境政策課

敷地内の緑化

【方針1、6】

緑豊かな環境を守り、市街地の緑化を推進するため、一定規模以上の敷地面積を有する事業所等の建築行為や土石の採取などに際し、敷地内を緑化することで、良好な景観を維持します。

担当課:公園緑地課

もんぜんパートナーシップ制度 【方針1、6】

ボランティアによるまちづくり活動を通じて、中心市街地を魅力のあるまちに育てることを目的とした制度です。市は保険の加入、ゴミ処理により活動の支援を行います。

担当課: 市街地整備課

保安林

【方針1】

森林の保全と森林生産力の増進を目的に、指定地域の伐採の制限や保安林機能の強化などにより、期待される能力を維持できるよう必要な管理を行うことで、良好な自然景観を保全します。

管轄:県

ながの花と緑大賞

【方針1】

花と緑に囲まれた潤いのあるまちづくりを目指し、花や緑の育成に係る市民及び団体などを表彰することで、緑化の推進と花づくりに対する市民意識の高揚を図る制度です。

担当課:公園緑地課

愛護活動の支援

【方針1】

地域で自主的に行われている街路樹や公園等の美化活動を行う団体の活動を奨励する制度です。市は報奨金の交付により活動を支援します。

担当課:公園緑地課

保存樹木・保存樹林の指定と緑化に対する支援 【方針1】

都市の美観風致の維持を目的として、保存樹木及び保存樹林を指定し保全するとともに、緑化の普及・啓発を行います。市は保存管理に要する経費等の一部助成を行います。

担当課:公園緑地課

野外彫刻の展示

【方針4】

公園、広場などに設置した野外彫刻を広く市民に鑑賞していただくため、市内全域を美術館になぞられた 野外彫刻ながのミュージアム構想を推進し、市民に親しまれる文化景観を創ります。

担当課:文化芸術課

文化財保護法の活用

【方針4】

建造物群の保存を目的とした伝統的建造物群保存地区に指定することにより、建築物の新築、修繕が許可制となり、歴史的なまちなみや集落の保存を推進します。

担当課:教育委員会文化財課

観光施設の整備等

【方針5】

本市の特色ある景観に親しむために、景観に配慮した観光案内板や遊歩道、トレッキングコース等の観光施設を積極的に整備します。

担当課:観光振興課

ゴミゼロ運動等

【方針6】

ゴミのない美しい景観を目的に、市内の各地で市民、事業者との協働によるゴミゼロ運動などの清掃活動を促進します。市は地区のゴミ集積所設置経費の一部助成を行います。

担当課:環境政策課

地区計画

【方針6】

良好な市街地環境の形成又は保持のために、地区の目標、方針並びに地区整備計画を住民の合意のもとに定め、届出と勧告による緩やかな規制誘導を行う制度です。

担当課:都市政策課

放置自転車の整理

【方針6】

長野駅善光寺口周辺を自転車等整理区域に指定し、放置自転車などの整理・撤去などを行うほか、主要な駅周辺に無料駐輪場を設置し、安全快適な歩行者空間と、まちの景観の維持に努めます。

担当課:交通政策課

条例•規則

- 長野市の景観を守り育てる条例・規則
- 別表第1~2
- 様式第1号~5号
- 行為の(変更)届出書に要する添付書類
- 景観法及び長野市の景観を守り育てる条例等に 関する事務取扱要領
- 様式1号~27号
- 長野市都市デザイン基金条例
- 長野市景観顕彰制度実施要綱